

1～3年生対象

平成27年度特別措置による後期授業料免除について（お知らせ）

（1）対象者

- ①高等学校等就学支援金制度（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に定める制度をいう。以下同じ。）の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、平成27年4月から平成27年9月の間において、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ②高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない学科3年生以下の者であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ③高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者

（2）実施時期

後期分授業料で実施する。

（3）免除金額

免除の額は、後期分授業料の全額又は半額から高等学校等就学支援金制度により支援される額を減じた額とする。

（4）提出書類

- ・授業料免除（特別措置）申請書（機構様式 別紙1）
- ・授業料免除申請関係書類（本校様式一式）
- ・実内容を証明する書類等（写）

（5）提出期限

平成27年10月23日（金）

（6）提出先

学生課学生生活係（4番窓口）